

外国弁護士による法律事務の 取扱いに関する特別措置法 (外弁法)が改正されました。

改正の3つの柱

外弁法改正法が令和2年5月22日に成立しました。
改正内容は主に3つの項目があります。

- ① 国際仲裁代理の範囲拡大
国際調停代理の規定整備… 2, 3頁
- ② 職務経験要件の緩和… 4頁
- ③ 共同法人制度の導入… 5, 6頁

施行日

- ①, ②については、令和2年8月29日
③については、改正外弁法の公布日（令和2年5月29日）から2年6月の
範囲内の政令で定める日

○外弁法の改正についてのHP

http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00002.html



○外国法事務弁護士の承認・指定申請手続についてのHP

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/FOREIGNER/3-1.html>



○連絡先

法務省大臣官房司法法制部審査監督課外国法事務弁護士係
東京都千代田区霞が関1-1-1

03-3580-4111（内線2373）

法務省

1 代理規定見直しの趣旨

(1) 我が国では、国際商事取引をめぐる紛争解決手段のグローバルスタンダードである国際仲裁の利用が低調にとどまっているとの指摘があります。その要因の一つとして、外国法事務弁護士及び外国弁護士（注1）が代理できる「国際仲裁事件」の範囲が狭いとの指摘がされていました。

→法改正により代理できる「**国際仲裁事件**」の範囲を拡大しました。

(2) また、近年、費用・時間の面で低コストである国際調停が注目されており、仲裁手続に先立ち調停を実施するなどの多段階紛争解決手続が利用されるなどしていますが、改正前の外弁法においては国際調停事件についての代理規定は存在しませんでした。

→法改正により代理できる「**国際調停事件**」の規定を整備しました。

2 国際仲裁代理の範囲拡大

○ 改正前の「国際仲裁事件」

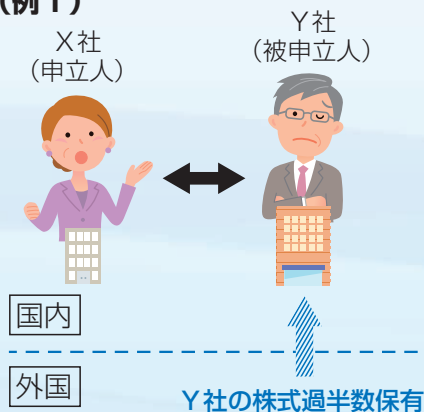
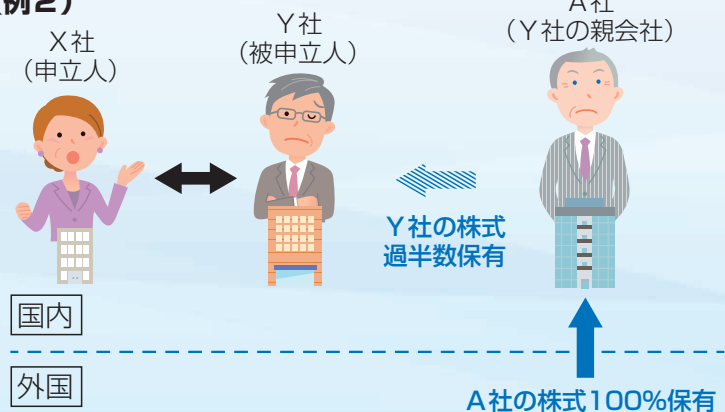
- ・国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件 かつ
- ・当事者の全部又は一部が外国に本店等を有する場合 に限られていました。

○ 改正後の「国際仲裁事件」

- ・民事に関する仲裁事件（「**国内を仲裁地**」とするとの要件を削除） かつ
- ・以下の**①から③**のうち、いずれかの事情が認められる場合 に範囲が拡大されました。

① 当事者に外国との一定の関連性がある場合（新外弁法第2条第11号イ）

⇒具体的には、当事者の全部が国内に本店等を有する場合でも、**当事者の発行済株式の過半数を有する者が外国に本店等を有する場合（例1）**や、**当事者の親会社の完全親会社が外国に本店等を有する場合（例2）**などです（注2）。

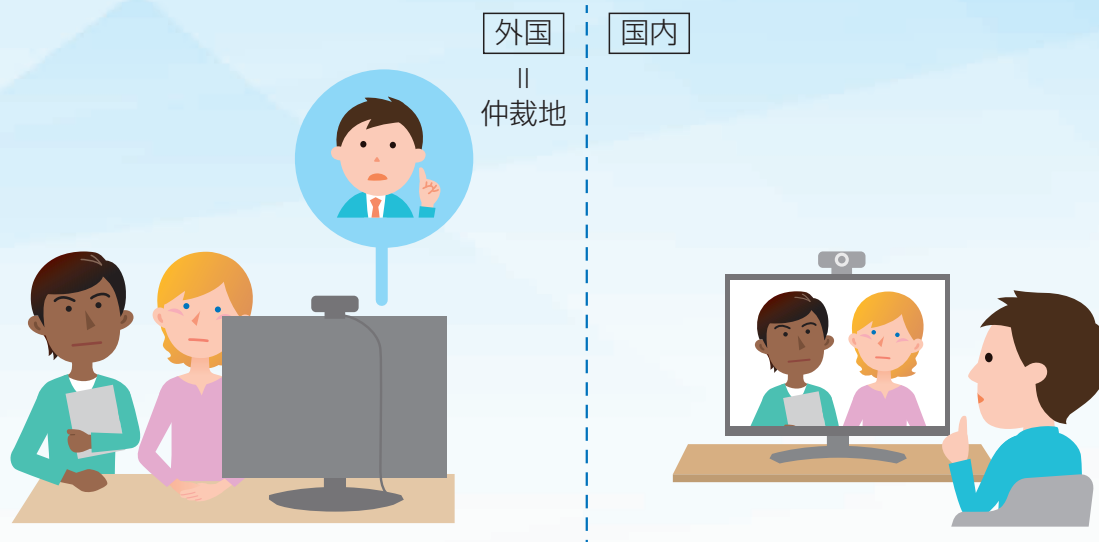
(例1)**(例2)**

A社
(Y社の親会社)

B社
(A社の完全親会社)

⑥ 当事者の合意によって準拠法が日本法以外の法とされている場合（新外弁法第2条第11号ロ）

⑦ 外国を仲裁地としている場合（新外弁法第2条第11号ハ）



3 国際調停代理の規定整備

○ 対象となる「国際調停事件」の範囲

・ 民事に関する調停事件（あっせんを含む。）で当事者の全部が事業者間の契約又は取引に関する紛争（注3）

⇒消費者紛争，労働紛争，家事紛争等は除外されることとなります。
かつ

・ 以下の④，⑤のいずれかの事情が認められる場合 とされました。

⇒基本的には国際仲裁事件の場合に準じています。

④ 当事者に外国との一定の関連性がある場合（新外弁法第2条第11号の2イ）（注2）

⑤ 当事者の合意によって準拠法が日本法以外の法とされている場合（新外弁法第2条第11号の2ロ）

（注1）外国において依頼され又は受任した外国弁護士を指します（新外弁法第58条の2）。

（注2）新外弁法においては、株式だけではなく、持分の過半数を有する者が、外国に本店等を有する場合にも国際性を認めています（新外弁法第2条第11号イ，新外弁法第2条第11号の2イ）。

また、④の要件については外弁法施行規則に委任されており、2頁の（例2）のほか、

・ 外国に本店等を有する者（B社）とその完全子法人（A社）が有する当事者（Y社）の株式を合算すると過半数となる時

・ 業務を社員の過半数で決定することとされている法人が当事者となる場合には、外国に本店等を有する者が社員の過半数を占めるとき

などを定めています。

（注3）民間事業者によって実施されるものに限られます。

② 職務経験要件の緩和

1 職務経験要件とは

外国法事務弁護士として承認されるためには、外国弁護士となる資格を取得した後、資格を取得した外国において外国弁護士として3年以上の職務経験（職務経験期間）を有すること（注4）が要件（職務経験要件）とされています（新外弁法第10条第1項）。改正前においては、3年以上の職務経験期間には、1年を上限として、日本国内において弁護士等（注5）に雇用され、資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供した期間（労務提供期間）を算入することができるとされていました。

（注4）資格取得国以外の外国において、外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行った経験も含みます。

（注5）弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を指します。なお、改正後は共同法人が加わります。

2 要件緩和の趣旨

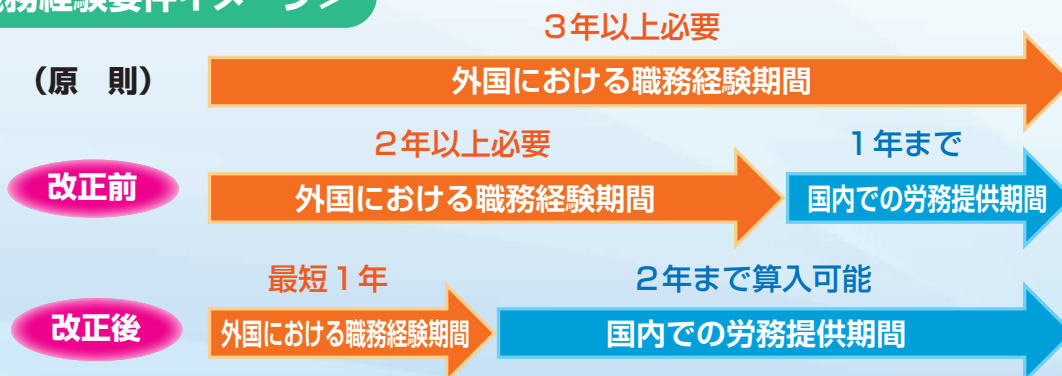
改正前は、少なくとも2年以上外国において外国弁護士としての職務経験を積む必要がありましたが、外国弁護士が日本でキャリアを開始した場合、外国法事務弁護士の承認を得るために長期間日本を離れなければならないことが負担となることから、日本でキャリアを積むことを躊躇させる要因となっていたとの指摘もされていました。

3 改正後の規律

そこで、改正後は2年を上限として、労務提供期間を職務経験期間に算入することができることになりました（新外弁法第10条第2項）。

その結果、外国における外国弁護士としての職務経験が最短1年でも、職務経験要件を満たすことができるようになりました。

<職務経験要件イメージ>



（注6）外国での職務経験期間と国内での労務提供期間については、その先後等の決まりはありませんし、それぞれの期間が連続していなければならないわけでもありません。上のイメージは一例です。

※ 共同法人制度の施行日（公布日である令和2年5月29日から2年6月の範囲内で政令で定める日）に合わせて、法律の名称が「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に変わり、新たに条文番号が振り直されます。したがって、2頁から4頁にかけて引用されている条文番号は、共同法人制度の施行日以後は、異なるものになることに留意が必要です。

③ 共同法人制度の導入

1 共同法人とは

共同法人は、正式には「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」といい、弁護士及び外国法事務弁護士の異なる資格・権限の社員からなる法人です。

弁護士法人と同じく法律事務一般を扱うことができます。

2 共同法人制度導入の趣旨

現在、社会経済の国際化等に伴い、法律事務の国際化、専門化が進んでいます。そのような状況により的確に対応して質の高い法律事務を提供していくことを可能とするため、法人組織によって弁護士と外国法事務弁護士の事業の共同化・専門化を図り、日本法と外国法のワンストップサービスの提供を容易にできるよう共同法人制度が創設されました。共同法人は支店の設置が可能であるため、地方にもワンストップサービスの拠点が広がり、地方の企業にもより利用しやすくなって海外進出が促進されることが期待されています。

3 共同法人制度の概要

共同法人制度の概要は以下のとおりです。

① 社員の資格

共同法人の社員は、弁護士又は外国法事務弁護士でなければなりません（新外弁法第70条第1項）。そして、共同法人は、弁護士及び外国法事務弁護士の両方の社員が存在することが必要ですが（新外弁法第81条参照）、その比率等についての定めはありません。

② 共同法人の業務範囲等

- ・共同法人は、法律事務一般の業務を行うことができます（新外弁法第71条）。
- ・弁護士である社員は、法律事務一般の業務を行うことができます（新外弁法第74条第1項）。
- ・外国法事務弁護士である社員は、原資格国法等の外国法に関する法律事務等の業務に限って行うことができます（新外弁法第74条第2項）。

③ 代表社員について

- ・共同法人の代表については、原則として、社員各自が法人を代表しますが、定款又は総社員の同意により、代表すべき社員を指定することも可能です（新外弁法第75条第1項、第2項）。
- ・ただし、弁護士である社員のみが執行することができる業務については、弁護士である社員のみが共同法人を代表します（新外弁法第75条第3項）。

④ 従たる事務所の設置

共同法人は、従たる事務所を設置することができます。従たる事務所には、原則として弁護士である社員を常駐させる必要がありますが（新外弁法第80条第1項、弁護士法第30条の17）、外国法事務弁護士である社員を常駐させる義務はありません。

⑤ 不当関与を禁止する等の規定

②のとおり、外国法事務弁護士には、日本法に関する法律事務等を行う権限が認められていないところ、外国法事務弁護士が同じ共同法人に所属する弁護士である社員等が行う日本法に関する事務の取扱いに対して不当に関与することを防止し、顧客の方々に混乱が生じることがないように、新外弁法においては、以下の規定を設けています。

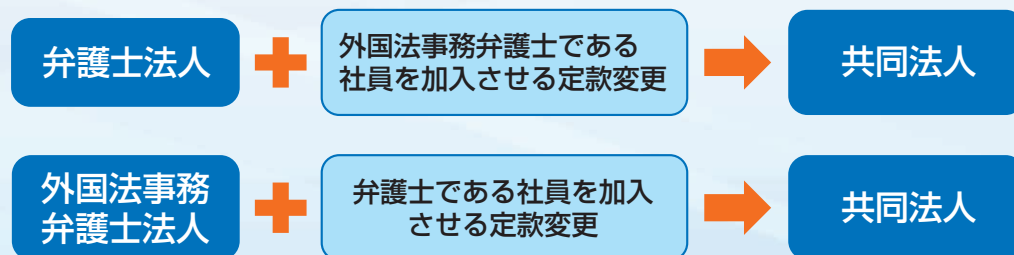
- ・共同法人は、外国法事務弁護士である社員に対して、外国法事務弁護士の名称及び原資格国の国名を付加させなければなりません（新外弁法第76条）。
- ・外国法事務弁護士が、権限外の法律事務について、弁護士等に対して業務上の命令をしたり、不当な関与（注7）をすることを禁止しています（新外弁法第78条）。

（注7）不当な関与とは、一般的には、外国法事務弁護士が、法人における自己の地位や権限等を背景に、弁護士である社員等が行う法律事務に介入することにより、当該弁護士等の意思決定に不当な影響を与えるような関与形態をいうものと考えられます。

⑥ 他の種類の法人への変更

改正外弁法は、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、共同法人の3つの法人につき、異なる種類の法人への変更に関する規定を設け、弁護士法人や外国法事務弁護士法人が、解散等の手続をとることなく共同法人となれるよう、柔軟な組織変更を認めています（新外弁法第81条）（注8）。

《例》



（注8）他にも、上記3つの法人は、総社員の同意があるときは、他の種類の法人と合併することができ、合併後又は新設する法人は共同法人となることを定める規定があります（新外弁法第82条）。

⑦ 懲戒処分

共同法人に対する懲戒については、弁護士法人の懲戒制度と同様、第一次的な懲戒権者は所属弁護士会です。戒告、2年以内の業務停止又はその法律事務所の業務停止、退会命令、除名の懲戒処分があります（新外弁法第92条、第93条）。